

【海外渡航費助成事業実施要綱】

(趣旨)

第1条 この要綱は、公益財団法人横浜学術教育振興財団（以下「財団」という）が研究者の海外渡航に対して行う助成について、必要な事項を定めるものとする。

(助成内容)

第2条 財団は、予算の範囲内において、研究者に渡航費を助成する。

2 前項の規定による渡航費とは、航空運賃及び理事長が滞在に要すると認めた経費とする。

3 前項の助成は、渡航に要する経費の総額から、財団以外の機関から支給される渡航費及びこれに類する経費を差し引いた額を超えることはできない。

(申請資格)

第3条 申請者は、横浜市内の大学及び研究機関で研究に従事する者とする。ただし、理事長が特に認めた者はこの限りでない。

(助成基準)

第4条 次の各号のいずれかに該当する研究者の海外派遣に対して、渡航費を助成する。

(1) 国際学術会議で発表する場合

(2) 大学または研究機関が出張扱いとする派遣の場合

(3) 選考委員会が、学術教育の振興に寄与する派遣と認めた場合

(申請)

第5条 渡航費の助成を受けようとする者は、所定の申請書に必要な書類を添えて、所定の期間内に申請しなければならない。

(決定)

第6条 理事長は、研究者等助成選考委員会の審査を経て、助成対象者、助成額、助成に伴う条件等を決定する。

2 理事長は、前項の規定による助成金決定の際、必要に応じてそれぞれ条件をつけることができる。

(通知)

第7条 前条の規定に基づき助成の決定を行った場合は、理事長は速やかに申請者に通知する。

(請求)

第8条 助成金決定通知を受けた者は、理事長に助成金を請求しなければならない。

(助成金執行上の義務)

第9条 渡航費の助成を受けた者は、帰国後2ヶ月以内に、関係書類を添えた報告書を提出しなければならない。

(計画の変更)

第10条 助成金受給者が、その対象となった渡航計画を変更しようとする場合は、あらかじめ理事長にその旨を申し出て、承認を受けなければならない。

(取り消しまたは返還命令)

第11条 次の各号に該当する場合は、理事長が交付決定を取り消し、又は支給した額の全部もしくは一部の返還を命ずることができる。

- (1) 他の助成金を重複して受給したとき。
- (2) 申請書の内容が、事実と著しく相違したとき。
- (3) 理由なく渡航を実行しないとき。
- (4) 本規程に違反したとき。
- (5) その他理事長が不相当と認めたとき。

(雑則)

第12条 この要綱に定めるもののほか、海外渡航費助成に関する必要な事項は理事長が定める。